

Q : 1 電車内の中吊り広告作成の際の留意事項について

鉄道会社とのコラボで、「鉄コン」を実施することになりました。次のような広告案を作成しましたが、問題点はありますか。

イベントタイトル		
鉄道会社名×旅行会社名 コラボ企画	イラスト	
開催日時		
コース内容		
参加費 男性 ○○○円 女性 △△△円	参加資格 20歳代~40歳代の 独身男女	お申込方法 イベント公式サイトからお申込み下さい http://*****
お問合せ先 ○○トラベル株式会社 △△支店 「○○鉄コン」係		TEL:03-5678-0123 営業日・営業時間
		<input type="button" value="○○鉄コン"/> <input type="button" value="検索"/>

A :

広告において、旅行契約の申込みを受け付けるのであれば、募集広告の必要表示事項を表示し、申込みを受け付けないのであれば、その旨を明瞭に表示してください。

電車の中吊り広告において募集型企画旅行の告知をする場合、まず「旅行契約の申込みを受け付けるのかどうか」というスタンスを決める必要があります。

旅行契約の申込みを受け付けるのであれば、広告スペースがどうであれ、募集広告の必要表示事項を漏れなく表示する必要があります。また「詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しますので、事前にご確認のうえ、お申込み下さい。」という文言も忘れずに表示する必要があります。

旅行契約の申込みを受け付けないのであれば、資料請求広告（告知広告）ということになりますので、申込みを受け付けない旨を明瞭に表示する必要があります。

【資料請求広告（告知広告）】

- ①申込先の住所又は電話番号は表示しない。
- ②旅行会社名は「資料請求先」「問い合わせ先」として表示し、旅行契約を受け付けていない旨を明瞭に表示する。
例：「掲載のツアーは、この広告でのお申込みを受け付けておりません。資料(パンフレット)を当社までご請求ください。」
- ③単に、詳しい情報はウェブで閲覧することを求める旨を明示する（「詳しい情報はウェブで」等と表示する。）。
- ④旅行代金の最低額を表示するときは、併せて最高額も同じ方法で表示する。

なお、上記広告案は、ウェブの閲覧を求めるための告知広告とみなされますので、表示方法については、ほぼ問題ありません。ただし、「イベント公式サイトからお申込みください。」の近くに「この広告ではお申込みを受け付けていない旨」を記載し、また「参加費」については、「旅行代金」と改めてください。

規約は、募集型企画旅行に関して行う邦文の広告その他の表示についても適用され、消費者に誤認を与えないように表示することが基本です。

【(規約の適用) 規約第2条 〽】

【(表示の基本) 規約第3条(1) 関係】

【説明会テキスト（平成24年秋季88頁）＝ 7（1）資料請求広告 ＝】